

議 事 録

会議名	第3回寒川町子ども・子育て会議		
日 時	令和元年8月29日（木） 14:00～	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階第3会議室		
出席者	磯川委員長、佐藤副委員長、望月委員、鷺見委員、志賀委員、藤崎委員、白岩委員、枝光委員、曾我委員 事務局 伊藤健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、秋庭副主幹、小林主任主事、野呂副技幹、伊藤保育・青少年課長、徳江副主幹、横山副主幹 傍聴人 1名		
議 題	(1) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（構成案） (2) その他		
決定事項	議事録承認委員 白岩委員、枝光委員に決定 (1) 了承 (2) その他（報告事項）		
議事録	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 議題1、第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（構成案）について</p> <p>はじめに、資料2からご説明させていただきます。資料2をご覧ください。</p> <p>第1期計画と第2期計画との主な変更点です。第1期計画では、第1部の総論と、第2部の各論とに分けて、それぞれに第1章から第3章までを立てておりましたが、第2期計画では、部には分けずに、第1章から順に章立てる形にしました。</p> <p>次に第2期の計画ということで、第3章として、第1期計画の評価を新規に加え、進行管理票による第1期の評価と課題を提示しています。また、第1期計画では、第2部の第2章として、施策体系ごとの各事業の内容等が位置づけられていましたが、第2期計画では基本理念から施策体系を定める第4章「計画の基本的な考え方」の次に、それを推進するための各事業の内容があったほうがつながりとしてわかりやすいのではないかとの考えから、第5章に「施策の推進」として位置づけ、その後に、第6章として、「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」とする形にしました。第7章「新・放課後子どもプラン」と第8章「子どもの貧困対策」については、国の動向を踏まえて新規で追加しました。内容については後ほど、資料1で説明させていただきます。</p>		

2ページをご覧ください。第4章「計画の基本的な視点」についてです。第1期計画までの計画の基本的な視点は、1から9の視点としていましたが、第2期計画では視点を3つに集約し、「子どもへの支援」「社会全体による子育て支援」「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のための支援」と見直しました。内容については、こちらも後ほど、資料1で説明させていただきます。

資料1をご覧ください。第1章から9章と、章立てに構成してありますので、章ごとにご説明させていただきます。それでは1ページ、第1章「計画の策定にあたって」をご覧ください。

1の、計画策定の背景ですが、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」や、「少子化社会対策基本法」の施行など、国の少子化対策を受ける形で、町では平成17年3月に「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育て家庭の支援や、母子の健康の確保と増進、教育環境の整備など、家族と地域の子育て環境づくりを目指したさまざまな事業に取り組んできました。その間、国においては、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指して、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されました。町では、この子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、それまでの「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を継承する形で、平成27年3月に、「寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業が、総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな事業を推進してきました。平成29年には、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量を再分析し、第1期計画の中間年における見直しを行いました。国では、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施や、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって、さらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、町では第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした、「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2の、計画の位置づけですが、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、各年度の教育・保育の必要量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めるもので、第1期計画に引き続き、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を含めるとともに、平成31年度から実施している「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画としての内容も含めて策定することとします。

また、令和元年6月に改正された、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもの貧困対策についての市町村計画としての内容も含めることとしました。

2ページをご覧ください。「次世代育成支援対策行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策の計画」の位置づけと、表の中では、関連法と関連部門別の計画

との関係が示してあります。

5 ページ、第2章「子ども・子育てをめぐる現状」をご覧ください。

5 ページからは、子ども・子育てをめぐる現状として、人口や世帯の状況を住民基本台帳や国勢調査などのデータをもとに、推移を示しています。総人口及び年齢三区分の人口の推移を見ると、町の人口は年々増加しておりますが、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいるのが現状です。6 ページの児童数についても、減少傾向となっています。

7 ページ、世帯数に関しては、一世帯当たりの人員数が減少傾向にあり、8 ページの世帯類型を見てみますと、夫婦のみの世帯と、男親と子ども、女親と子どもの、いわゆるひとり親世帯が増加しており、核家族化が進んでいます。

10 ページからは、少子化の動向ということで、町の合計特殊出生率は平成29年では全国及び神奈川県を上回っておりますが、11 ページのように出生数は増減を繰り返して推移している現状となっております。

16 ページをご覧ください。4 のニーズ調査の結果の概要になります。16 ページから22 ページは、第2回の会議でもご説明させていただきましたが、量の見込みの算出をするための基礎データとして国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」における算出方法に準じて使用した、昨年度のニーズ調査の結果概要です。就労状況、就労希望などから潜在家庭類型や、利用意向率を算出し、推計児童数を掛け合わせ、推計値を算出し、第1期計画期間の実績などを考慮しながら見込み量と確保方策を検討しました。

23 ページ、第3章、「第1期計画の評価」をご覧ください。

本計画の策定に当たり、第1期計画に盛り込んだ事業について平成27年度からの4年間の進捗状況の評価として、平成30年度の事業実施結果を踏まえながら評価を行い、26 ページにかけて、基本目標別に事業の評価状況を示しながら、主な課題や事業の状況について整理しました。内容的には、第1回の会議のときにご提示した平成30年度進行管理票を基本として作成しており、26 ページの「3 第1期計画の総括」として、「各事業はおおむね順調に事業を実施できており、施策を実現するためには必要な事業であるといえるものの、ニーズ調査による満足度は低いと感じる割合が多く、まだまだ子育て支援の取り組みが不十分であると思われることから、第1期計画から継続する事業、新たに加える事業などを精査して、本計画期間においても取り組みを進めていくことが求められている。」とまとめております。

27 ページ、第4章の「計画の基本的な考え方」をご覧ください。

「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、本計画においてもこの基本理念を継承し、町全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き、取り組んでいくとします。

28 ページをご覧ください。第4章の、計画の基本的な視点についてです。先ほど、資料2で説明した部分になります。28 ページの下の点線の四角の中にも記載のとおり、第1期計画までの「計画の基本的な視点」は、次世代育成支援対策行動計画策定時に国が示

した行動計画策定指針において、「行動計画の策定に関する基本的事項」として定められていたものを、次世代育成支援対策行動計画を踏襲する形で、同じ内容で載せたものでした。第2期計画では、国が示している「行動計画の策定に関する基本的事項」を集約して、大きく3つの視点にまとめ直しました。

第1期計画の1から9の視点と、平成27年度適用版に追加された「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点」を含む10の視点を3つに集約し、「子どもへの支援」「社会全体による子育て支援」「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のための支援」と見直したものです。国の視点をそのまま記載するよりも、町として解釈した上で計画に臨む視点として、ある程度まとめたほうがわかりやすいのではないかと考え、内容としては国が示す10の視点を網羅しながら、町の考えとして記載しております。

29ページは、基本理念と3つの基本的な視点を踏まえつつ、第1期計画の評価も考慮しながら、「基本目標」と「施策の基本的方向」といった施策体系を示しております。

31ページ第5章、「施策の推進」をご覧ください。

第5章の「施策の推進」については、右上の、囲った枠に記載のとおり、内容は精査中で、今後、関係各課等と調整していきますので、現時点では第1期と同じ内容になっています。11月に予定する会議までに改めて資料を提示させていただき、ご意見を伺いたいと考えています。

53ページ第6章、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」をご覧ください。

55ページからは、前回の会議で量の見込み方についてご説明させていただいた、各事業の概要と確保方策の考え方、第1期計画の実績、第2期計画の見込みと確保方策をお示ししてあります。第1期計画の実績は、現時点では第2期計画の数字の参考として記載してありますが、最終的な計画案とする段階では、第2期の計画の部分のみの記載となります。第1期計画の実績については、第2章「子ども・子育てをめぐる現状」の中に、各事業ごとに実績数字を記載していきたいと考えています。

また、56ページから58ページの教育・保育施設の量の見込みにおいては、現時点では保育所と認定こども園等一緒に見込んだものになっていますが、最終的な計画案の段階では、第1期計画と同じように、認可保育所、認定こども園、地域型保育というように分けて記載していく予定です。

67ページの(9)延長保育事業をご覧ください。こちらは第1期計画においては、実人数にて算出しておりましたが、平成29年度の見直しにおいて、延べ人数にて算出することとし、前回の会議でも延べ人数でご説明させていただきましたが、その後、作業の中で県に確認したところ、実人数で算出すべき項目ということでしたので、今回、第2期計画期間を実人数にて表記し直したのになっておりますので、ご了承ください。

71ページ、第7章、「新・放課後子ども総合プラン行動計画」をご覧ください。こちらは資料2の第1期計画と第2期計画との主な変更点で、第2期計画の新規として追加したものです。

「新・放課後子ども総合プラン」については、平成26年7月に策定された国の「放課後子ども総合プラン」にかわり、平成30年9月に取りまとめられた放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るためのプランで、町としての行動計画を定める必要があることから、本計画に含める形で一体的に策定することとしました。

町における取り組みは、町では各小学校区において、両事業を同一敷地内において実施していることから、既に一体型の実施についてはできています。平成28年度に開催した「放課後子ども総合プラン運営委員会」での検討結果として、両事業の対象児童や事業実施時間帯の違いなどがあることから、さらに連携して実施するために、放課後子ども教室の「ふれあい塾」の拡充を図ることが方向性として示されました。具体的には、実施日を現行の週3日から週5日に増やすことや、そのために必要な見守りボランティア、人材確保のための謝礼の増額などです。令和元年度においては、まず今後の見守りボランティアの増員につなげるため、謝礼の増額を行いました。その状況等を踏まえながら「新・放課後子ども総合プラン運営委員会」等において、その後の進め方等を検討していくこととなります。

75ページ、第7章、「子どもの貧困」をご覧ください。こちら、資料2の第1期計画と第2期計画との主な変更点で、第2期計画の新規として追加したものです。

子どもの貧困対策について、町では従来から、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を目指してさまざまな事業を実施していますが、令和元年6月の法改正に伴い、市町村における計画的な取り組みを推進するために、市町村計画の策定が努力義務になったことから、本計画に子どもの貧困対策を整理して位置づけ、町としての取り組みを進めていくものです。

3の、町における取り組みですが、町では従来からさまざまな事業に取り組んでいます。子どもの貧困対策に特化したものではなく、「経済的支援」、「教育の支援」、「生活の支援」の3つの支援について、県の事業も含め、相互に連携しながら取り組んでいるものです。76ページにかけて、表に記載の事業に取り組んでいます。事業番号がないものについては、既に実施している事業ですが、第5章の事業として位置づけがありません。先ほど申し上げた、第5章の精査とあわせて、位置づけに基づいた事業番号が入ることになります。

77ページには、第9章として「計画の推進体制」78ページ以降は「資料編」として、1から4の資料がつく予定です。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**【磯川委員長】** 以上、第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の構成案について説明がありました。質問ございますか。

この前の会議でいろいろ、皆さんから意見いただいたものを付け加えたところがありましたけど、何か質問等がありましたら。

**【藤崎委員】** 28ページの計画の基本的な視点のところ、国から出されている項目

を少しまとめて、寒川町としてまとめたほうがわかりやすいということでこの3つにまとまると先ほど、説明いただいたかと思うんですけど、特にこの中で、寒川町の状況はこうなので、こういうふうになりましたというような内容が載っているところが、私もちょっと今、まだ読み込めていないんですけど、あれば、教えていただきたいです。

**【事務局 宮崎】** 寒川町が特にこうだから、というようなことでとりまとめたというよりは、もともと載っていた9つの視点というのが、単純に国が示している視点で、基本的な項目をそのまま載せていた状態だったので、そういうことではなくて、書いてある内容というのともわりと関連していることが、幾つか項目としては、あったので、それらを幾つかにまとめて記載したほうが、よりわかりやすいと考えて、全体を3つの形でまとめてみました。

書かれている状況というのは、当然寒川町にも当てはまるものがありますので、説明の中ではそういう言い方をしましたが、特段、寒川ではこうだから形を変えたとか、そういうことではないです。あまりたくさん書いてあるよりも、ある程度、体系的にまとめたほうがわかりやすいので、こういうふうにしてみました。

もし、ご意見等いただいて、こうしたほうが良いというのがあれば、教えていただけると、参考にさせていただけると思います。

**【磯川委員長】** 国の基準から、寒川町でやる方向の、わかりやすくまとめたという形ですね。だから寒川町で特にこれを、ということではなく、全体的に寒川町に合った方向にまとめて、国の基準と合っているような形で進めているということだと思います。

**【志賀委員】** 資料2のところですけど、第1期計画と、それから第2期計画が結構大きく変わっていると思うんですけども、これは国から提示されたものに基づいてということでしょうか。

**【事務局 宮崎】** ここの構成については、国からは特には示されていません。

この第1期の計画を見ていただいたときに、当然、第1期計画をつくったときにはこういう形がいいだろうという判断の中でつくられたものだと思いますので、これがだめだとか何とかということではないのですけれども、読んでいくと、内容的には何か、各論と総論とを分けて、また第1章、第2章、第3章というのを繰り返すと、それぞれが2回出てくるようなイメージもありますし、似たようなことを1部、2部、分けて言っているわけではありません。また、他市町の計画を拝見していても、わりと一連で流れていくということのほうが多いものですから、それであれば、流れとして、1章から順に、順番立ててやってもいいのかなというふうに思ったので、今回こういう形にしてみました。

**【志賀委員】** わかりました。

**【事務局 宮崎】** それと、矢印で、子ども・子育て支援施策の展開、支援施策体系ごとの各事業の内容というところを、順番を入れ替えているところがあります。ここの部分は、いわゆる次世代の計画から95事業を皆さんに進行管理していただいている部分ですけども、ここのところについても、説明の中でもありましたように、前段の計画の基本的な考え方というところで、基本理念を言って、視点も言って、体系を示して、その体系

を実際進めていくときに、施策を進めていくときにどういう事業をやるかということ、載せている部分ですので、今回、第2期をつくるに当たって、子ども・子育て支援事業の整備と書いてあるところの後に持ってくるよりは、流れとして、施策体系の後にあったほうが、流れがいいのかなという考えで持ってきてあります。

この辺も、もし何かご意見があれば、いただければと思います。

今回、ここでご説明したものが、これで今日、終わったら決まりということではありませんので、さっき、第5章のところでも、施策の推進のところ、精査していませんということをご説明させていただきました。この部分については、進行管理していただいているお分りのとおり、再掲という事業が随所に出てきています。同じ基本目標の中で再掲があり、整理できるのであれば、できるだけ再掲が少ないような方向がいいかなと。違う基本目標のところに行った場合は、仕方がないと思いますが。あと、第1期の計画の総括を受けた中で、どういう事業はこういうふうな方向へ持っていけばいいとか、そういった整理もしながら第5章のほうはつくっていききたいなと思っています。今回、今日の会議までにちょっとそこの作業が間に合いませんでしたので、今申し上げたような、見直し・精査をよくした中で、また改めて、今考えていますのは10月半ばぐらいに、皆様のところにこの部分をお示しして、会議を開くというのはちょっと厳しいスケジュールなので、書面等でご意見をいただくような形をとらせていただきたい。それを踏まえて、11月に日程調整をさせていただいた次回の会議で、最終的な構成案という形を決めていきたいなと思っております。

**【曾我委員】** 子どもの貧困対策のことを入れていただいているということで、国のほうが、子どもの貧困対策の法律の改正がされたのが今年度の6月で、市町村の努力義務は課されているんだけど、国の大綱とかまだできていない中で、きちっと入れようとしてきているのはすばらしいなと思います。多分、まだ神奈川県でもいろいろな、国の大綱を見ながら準備を進めたりしているところだと思うんですけども、努力義務のところを、わかって入れてくださっているのかなというふうに思います。

**【磯川委員長】** 今は構成案ですからね。一応、11月にきちんとした策定ができあがっていくと言っていましたので、それまでは多少、今日1回だけじゃなくて、もう少し時間をかけて、ゆっくり読んでいただいて、この10月のときにも意見を出してもらえれば、また変更ができる場合もありますので。

これから国の基準とか、いろいろな方針が、最近めまぐるしい、この子ども・子育て支援については変わりますので、それによってまた変わるかもしれません。だから、どんどんいろいろ、意見だけはどんどん言ってもらって大丈夫だと思いますので。それと国の方針と、町の方針とがうまくマッチして、最終的には、これは寒川町の子育て支援計画ですから、国の計画じゃないので。町の子ども支援に合った施策を進めていくのが一番だろうというふうに思いますね。一応、国の方針に従いながら、寒川町独自のものをつくっていくという形になろうかと思っておりますので、皆さんが寒川町の子どもたちにどうしたらいいかということはどんどん言ってもらったほうが、町のほうの計画も作りやすいと思っております。

で、よろしくをお願いします。

【志賀委員】 関連して、意見ですけれども、第1期の評価が載っているのはすごくすばらしいなと思います。評価に基づいて施策展開がされているということで、とてもいい流れになっているのかなと思いますので。

【藤崎委員】 昨日、町民センターでインクルーシブ教育の教育講演会というのがあったんです。行かれた方がいるかわからないんですけど、障がいのある子どもたちも、いわゆる通常教室という言い方を、支援級と通常級という言い方にしちゃいますけど、支援級とかいうくくりではなくて、障がいのある子どもも通常級と一緒に学ぶ方法を、ということのモデルを、南小と茅ヶ崎高校でやられて、それは神奈川県の実業だと思んですけど、やられていたことの発表の、実践発表と、それに関する基調講演、フリーディスカッションという形で昨日、町民センターであったんですけど、その中のお話で、もう、障がいのある子ども、いわゆる定型発達とか、健常とかいわれる子どもたちの育成支援と、障がいのある子どもに対する育成というか発達支援というのを、今までは別立てで考えていたところが特別支援教育という形で、別立てで考えていたところがあるんですけど、これからはそういう形じゃなくて、障がいのある子どももいない子どもも、みんな一緒に子育て支援、育成支援をしていかなければいけないということ、今後は、やっていかなきゃいけないということも、1つの学校もそういうふうに行っていくという方針が出ていて、実際に今、保育園でも児童クラブでも、多分、幼稚園さんでも、そういう、ちょっと発達に気になる子たちというのは、もう普通にいて、加配がついたりつかなかったりしながら、一緒にそうやって過ごすというのは、もう現実でやっていることなんですけど、それに関する内容が今回のこの計画の中には特に入っていない。施策体系の中の一番最後に障がい児施策の充実という言葉が入っているんですけど、これだとやっぱり、普通の子育てと障がい児の子育てと別で立てて、そっちはやっていますよという形になっちゃっているんですけど、実際の現場では、もう比較的インクルージョンというか、インクルーシブで実際、既にやっているところがあって。ほんとうは先にやるんじゃないんですけど、実際は、できれば計画を先に立てていただいたほうがほんとうはいいと思うんですけど、世の中の流れもあるので、まだ計画に、前回の計画には載っていないんですけど、ぜひ今度、ここに載らなかったらまた五、六年後に初めて載るというのだと、やっぱりもう遅いと思うので。できればこの中に、そういうソーシャルインクルージョンという概念も入れた子育て支援、障がい児は別というやり方ではなくて、ソーシャルインクルージョンの概念がもう少し見えてくるといいんじゃないかなと思います。現実には、現場は多分、そういうふうに行っているんで入っていけるといいのかなというところ。

あと29ページの、一番下の障がい児施策と書いてあるんですけど、多分、ちょっとこれ文言なので、私は行政用語とかよくわからないんですけど、今、あまり障がい児という言い方は多分なくて、障がいのある子どもとかそういう、子どもは子どもです、で、障がいがありますという。障がい児だと、障がいのある子どもと障がいのない子どもっていう、子どもが別のものであるという感覚になってしまうんですけど、子どもは子どもです。



なので、子育て支援はその子も含めて、みんな受けられる権利があります。その中でさらに、障がいがあったり、特別な、合理的な配慮が必要ですよという考え方をしていけないと、人口が減って行って、やらなきゃいけないことがたくさんあるときに、障がいのあるお子さんも将来、次世代育成の中に入ってきて、障がいのあるお子さんもその能力を発揮させて、みんなと一緒に社会をつくっていく、一つ一つを担っていくという言い方をされてたかと思うんですけど、そういう概念でやっていけなくなるといいますというお話をつい昨日、されていたので。多分、教育委員会の方とかは、主催でやられていると思うので、ぜひお話聞いていただいて、そういうところも、それは教育の話だけではないので。共生社会をつくるために必要な概念なので、それは子育て支援は別ではないと思うので、ぜひ、そういうのがもう少し見える形で入ってくるといいのかなと思いますという意見です。

**【事務局 宮崎】** ありがとうございます。さっきちょっと説明申し上げたように、5章のところはまだ何もいじっていない状況ですので、これから今おっしゃったような部分のことも、例えば教育委員会ですとか、福祉とか、そういうところと調整しながら、表現の仕方とか、どういう形で事業名を入れていくとか、そういったものは調整させていただいていきたいと思います。ありがとうございます。

**【磯川委員長】** 障がい児という表現ですけど、特別支援児と変っているんですよ。保育園のほう、どうですか。

**【佐藤副委員長】** 特別支援児という形で、対応しています。

**【事務局 宮崎】** 言葉の部分は確認させていただきながら進めたいと思います。町の障がい者福祉計画というのが29年度につくられています、そこには障がい児という言葉が残ってます。

**【委員長】** そうですね、調べてください。

**【望月委員】** 藤崎委員がおっしゃってくださって、いつもありがたいなと思って。うちは子どもが障がいの手帳を持っていますので、育てている側からの感じたこと、意見とか、こういうふう感じたなというところを聞いてもらえればなと思うのですが。資料の中で51ページの中に、93番なんですけど、いろいろなサポートがあるにはあるんですよ。それで、補助員さんという制度は、支援級に在籍している生徒しか使えない。介助員さんというのは、通常級に在籍している生徒が使えるシステムなんですけれども、イベントにしか使えない。普段の学校生活のサポートには使えないというところで、いわゆる発達とか、不安があったり、身体的にもちょっと不自由なところがあったりとかという子でも、通常級のほうで入学してやっていきたいという本人なり、保護者なりの意思があったとしても、そういう子をサポートできるシステムではない。私はもう7年ぐらい前から、私だけじゃなくて、やっぱり障がいのあるお子さんを育てている周りのお母さんたちからも、そういうシステムができたらいねという、要するに、障がいがあってもなくても、支援級でも通常級でも、サポートの必要な子に合わせてサポートの手が行き渡るようなシステムがあったらいいねというような話があって。たまたま、そのときの子どもの年齢からいうと、うちの子がわりと周りの子たちからすると上だったので、ちょっと代表

という形で町の議会のほうに陳情を出したんです。そういうシステムをつくってほしいということを、陳情を出して、文教福祉の委員会では通って、これは本会議でもうまくいくんじゃないかという、ちょっと期待をしてしまったんですけれども、ある程度、その時点で、私は議員さんたちも結構、これは理解してくれたのかなと思って、すごくうれしかった記憶があるんですけど、それでもやっぱり、本会議では通らなくて。結局各学校、小学校5校に、支援級が開設されましたというところで終わっちゃったんですけど。ちょっと私たちが求めていた着地点はそこじゃなくて、支援級ができることを目的として陳情を出したわけじゃなくて、通常級の子でもサポートが必要な子にはサポートができるんだよ、結局、通常級だと遠足とか、イベントに使えるサポートの制度はあっても、日常的な学習だったり、学校の中でサポートを受けるというシステムがないというところに、なにもお子さんが、発達に問題もなく、体に障がいもないというお子さんを育てている保護者の方にとっては関係ないわという話かもしれないんですけど、でも、いつスポーツをやって、習い事をやっているとか、交通事故とか、自転車に乗ってとか、いつけがをしたり、何々しても、じゃあけがしたから、一人で歩けないから、じゃあ支援級へ行きますかってならないじゃないですか。やっぱりそういうところでもサポートを必要とし、そこで、例えばけがをして障がいになってしまった、後遺症が残ってしまったとか。でも、今までどおり、お勉強はできるし、今までいたクラスに戻りたい。でも、障がいが残ってしまったとかそういう場合には、多分、支援級に行かざるを得ないという状況だというのは、私は身をもってそれを感じています。

うちの子みたいに、後から負った障がいじゃなくて、うちの場合、生まれつきなので、ルールが敷かれているというんですかね、もう完全にそういう流れでうちは育ってきて、結局、ひまわり教室に通っていると、就学前に必ず相談に行ってくださいね、知力相談行ってくださいね、教育委員会に行ってくださいねというふうに言われるので、行きます。もう行ったら、必ず促されます、支援級ですよ。しかも、うちの場合小谷だったので、そのころ小谷小学校にまだ支援級がなくて、一番近いというか、近所の子だと、寒小に行く子が多かったんですけど、寒小には肢体級というのがないので、肢体不自由児は旭小ですと。旭小に行ってくださいと最初は最初言われて。周りの先輩のお母さんたちは、多分みんな従って、ご兄弟がいらっしゃっても、あっちの小学校、こっちの小学校、運動会なんか同じ日にやるので、どっちの子も見たいから車で多分、駆け回って、大変な思いしてやってたと思うんですけど、私はちょっと頑固というかわがままというか、通させてもらって、やっぱり兄弟のいる同じ小学校に、地域の友達と一緒に行かせたいということで、無理やりというか、結構無理やり、小谷小に入れてもらったんですね。だけどやっぱり、そこに行く道のりはほんとうに大変で。やっぱり、そこには、小学校としては、通常級にそんな子が来ちゃったら、サポートするシステムがやっぱりないから、すんなり受けられないというところは多分、安全上の問題とかいろいろ多分あったと思うので、やっぱりそういうシステムが整っていれば、その子のタイプとか、気持ちとか、保護者の思いとか、そういうのに応じて、いろいろな選択肢ができれば、それがありがたいとは、ずっと思

ってきました。

だから、うちの場合は、ほんとうに最初の1年間は、しかも重い障がいの子ですけど、車いすですけど、まさに、ほんとうにインクルーシブ教育というかほんとうにみんなの中で一緒に1年間過ごさせてもらって、私はほんとうにびっくりするぐらい、こんなにできるんだということを感じました。入れたはいいけど、これ、どうなっちゃっているんだろうとか、それも自信満々で入れたわけじゃなくて、やっぱり入って、いじめまではいかないかもしれない、やっぱり先生の目もあるし、ふれあいさんもついてくれたので、そんなにそこは、いじめとかは心配しなかったんですけど、やっぱりみんなと同じようにできないことが多いので、入れたはいいけどどうなるのかなと思いましたけど、1年生は勉強もそんなに難しくないというところもあり、みんなと一緒にやることもたくさんあるので、本人もすごく楽しそうですし、私もほんとうに、こんなにみんなと一緒にできるんだということが、見ていてすごく喜びでしたね。

でも、そんな車いす乗っているような子が普通級にいるというのは、ものすごく、なんで小谷小に支援級できないのかというように、多分、猛アピールになったと思うので、ほんとうは2年後ぐらいに支援級開設というのが早まって、2年生に上がる時には支援級ができたので、私のほんとうの気持ちとしては、もう1年ぐらい子どもを普通級で、通常級でみんなと一緒に行けたらいいかなという気持ちもあったんですけど、支援級できたのに行かないという選択肢はなかった感じだったので。結構周りから、教育委員会のほうからも結構説得された形もあって、在籍を移したというのがあって。

実際、そこで分けられていく、障がいのある子とない子で分けられていくということで、もっと言ったら、地域の小学校と特別支援学校、両方いいわよというところでも分かれ目はあると思うんですけど。じゃあ、障がいがあるからって、じゃあ養護学校、特別支援学校に行くと、その子にとって、向いているという、いいとか、よくなかったとかというのは、なかなか選択も大変だと思うんですけど、今言いたいことは、特別支援学校という狭き門みたいなところがあって。もうほんとうに、七、八年ぐらい前だと思うんですけど、うちの子よりももうちょっと、1つぐらい上のお子さんでも、保護者の方が、ちょっとうちの子は支援級でも厳しそうだから、茅ヶ崎養護にというふうに相談に行かれたらしいんですけど、少しでもコミュニケーションを、例えば言葉でコミュニケーションをとれるようなお子さんであったらば、なんか養護学校に来るのもつたいないですよみたいな、やんわりとお断わりされたらしくて、夏休みぐらいだったみたいですけど。で、やっぱりもう一回考えて、ご家族でも多分相談とかされて、もう一回年末ぐらいにもう、次の何カ月後、春にはもう入学なのに、年末ぐらいにもう一回、やっぱり茅ヶ崎養護にと、そのときも意思を伝えたらしいんですけど、またやっぱりやんわりお断わりされたらしくて、結局その方は地域の小学校の支援級に入学されたんですね。だから、そこも意外と、養護学校も、ほんとうに重度のお子さんならすんなり入れるのかもしれないんですけど、そこが以外と狭き門となってくると、やっぱり地域の小学校に、うちみたいな車いすの子もそうだし、いろいろな子が、ほんとうに増えてくる、地域の小学校に増えてくるとなると、や

やっぱりこのサポートのシステムというのが、それも支援級を望んでそっちに行かれる方はもちろんいいんですけど、そういう、何かしら手帳を持っていたりとか、何か疾患があって、でも支援級には行きたくないという人がいたときに、やっぱりそれは全部学校の負担、先生の負担となるのは、ちょっと大変になってくるんじゃないかなというのほすごく思っています。やっぱりそのサポートの手だったり、目があることが、インクルーシブ教育というところでもみんなが共に育ち合う、学び合うというところにうまくつなげていくには、やっぱり大人のサポートは必要んじゃないかなというところから、やっぱり気持ちとしてあって。私も、なるべく親でよければというところがあって、ときどき学校に手伝いに行ったりとかもしていたんですけど、やっぱりそこは家庭と学校で、できれば学校は学校というミニ社会みたいなところで、あんまり、いつまで親子でいたりというのも子どもによくないかなというのも思ったりしていたので。やっぱり学校は、親と離れて先生とかお友達と頑張るところだよというのをわからせるというか、そういう感じで持っていくためにも、いろいろな選択肢があるというようなシステムづくりというところがもうちょっとできたらいいなと思いました。

すみません、長くなってごめんなさい。

**【磯川委員長】** 学校の場合は身体的障がいと精神的障がいによって、身体的だと車いすでも、普通学級で受け入れてくれるはずだと思うんです。精神的障がいだと大体、特別支援学級に行くようになると思うんですけど、私なんかの経験でいくと、大体親の考え方で、精神的障がいがあっても普通学級に入れたいと言う、でも入って、やっぱりちょっと無理だと、いろいろ相談して、支援学級に入る場合もあるみたいですし、最初から幼稚園のほうで、いや、この子は絶対普通学級のほうがいいというのに、親はもう、特別支援学級に入れたいという親がいますからね。うちなんかでも、車いすになった子が2人ぐらい小学校に上がって、全部学校で、その1人のために設備をしてくれたり、やってくれましたから。障がい児と健常児と一緒に行動する。幼稚園は、分けることができないので全部一緒なんですけど、小学校は分かれていますけどね。やっぱり、分かれていますけど遊ぶときは一緒に遊んだり、そういうような形で触れ合いを学校の中でできるようにしてあげればいいのかという。

ひまわり教室に通っているお母さん、時々来るんですけど、保育園でひまわり教室の子どもさんと保育園の子どもたちは一緒に遊ばないんですか。

**【佐藤副委員長】** 違います。この関係じゃない話になっちゃうけど、うちは昔から、一緒に遊びましょうと、今でも。一緒に遊んで、保育園を希望されるお子さんたちもいるわけですよ。そうすると、ただ人がいなかったりとか、そういう定員がいっぱいだったりするとなかなか入れられなかったりするから、その前に、入る前に園児と慣れていくことはいいことだから、遊びましょうというご案内をしても。

来ないから。縄つけて引っ張ってくるわけにはいかないわけだから。

**【磯川委員長】** 都合してくれないということだね。

**【佐藤副委員長】** それは確認して、ひまわり教室。うちは一切、来ちゃだめだとか、

そんなことは一つも言ってないし、それから運動会だって、一緒に入ってやっているわけだから。だからそこら辺もやっぱり、町の運営する、その障がいのお子さんを預かる場所との連携とか、あそこのあり方。あれ自体も、もう時代が変わっているんだから、きちんと見直さないと。それからあと、障がいのあるお子さんが、さっき学校にやるときにと言っていたけど、要は、いかに小さいときからいろいろな人たちがいて、その人たちが助け合って生きていかなきゃいけないんだというのを、それから親御さんも、こういう子たちもいるんだということがわかりながら、そういう子も、うちの子も、みんな同じ子どもという認識をしてもらうには、やっぱり混合保育という、一緒に遊ぶことって大事なんですよ。

人間形成で一番大事なことは教えるものではなくて、子どもたちが感じるものなわけですよ。そうすると、例えばクラスの中で先生が、きちんとみんなと同じようにその子たちも大事にすれば、子どもたちは必然的に大事にする。普通の子どもたちがおもちゃの取り合いをしたときに、おもちゃを取ったときにすごい大げんかになるけれども、その子がおもちゃを取っても許してあげたりする。そういうのは教えるものではなくて、一緒に生活する中で、子どもは子どもの感覚できちんと理解し、そして共存して、それで生きていくものなんです。だから、障がい児保育も、私は幼稚園でも保育園でも、ほんとうに率先してやるべきだと思う。それが障がいのお子様だけによいわけではなくて、健常のお子様たちも育てる中でもとてもいいことだから。

ただ、それに対して、例えば人が一人つかなければ予算がつかないとか、そういうふうになってくると、やっぱりそこには事業所としての限界が出てくるわけですよ。入れてあげたいけれども、やっぱりまず子どもの安全を図らなきゃいけないとなれば、いーよーよっていうわけにはいかないという。だからそういうところの矛盾とかいろいろなところもあったりとかして、入れてあげたいけど今は入れられないの、もうちょっと待ってほしいという場合も多々あるんだけれども。そうやって、もちろん学校ともそうなんだけれども、そういうお子さんたちが生まれたときに、全ての子どもたちと町がうたっているということは、多分私は、健常な子も、そうでない子も、それから子育てができない親のもとに生まれてきた子たちも、それが多分、全ての子どもたちという意図で、町は捉えてくれているんだろうなって、私は思っています。

なので、ここにも「全ての子どもたちの」といって、多分、ここにいらっしやっている皆さんは子どもたちの、子育ての行動計画に伴ったもの見直しということで来ているので、ここに挙げられたときに、じゃあ町はこれに対してどう思っているの、どういうことをするわけ、これ立ててどうするのというのは、皆さんが思いながらここにいらしているので、多分、いろいろな質問も出るでしょうし、それから行政側は、やっぱりこの見直しという時期にきて、1つのものをつくらなきゃいけないということで大変ご苦労されているんだろうなというところも、双方の気持ちのちょっと交わらない部分というのが、この会議に出ていて、きっとそういうところだろうなと、私はすごく感じていて。ただ、今こうやって望月さんが実質的に、親御さんとしての思いを言われたことは、この障がいのあ

る、障がいという、先ほど特別支援の必要なお子さん、そういう方たちをきちんとみんなの手で、この町が育てていくんだという前提が、やっぱりもうきちんとつくられていかないといけない時期だと思うんです。だから私は、こうやって今見直しをして、きちんとこういう形で考えるところがあって、それから思うところがあって、先ほど藤崎さんが町はどうですかと振っていたんですけど、多分、みんなそこなんです。そこが一番、この計画をつくるうえで、町はじゃあどうというふうに考えているんですか。町は必要だと言っているけど、じゃあどうするのというところまでほんとうは聞いて、この計画をつくりたいんだらうなという思いが、すごくご意見を聞いていて思ったんですが。まあ、つくる側のほうも、それから求める側のほうも、非常にみんな大変な思いをしながらやっているんだらうなということは十分理解しながらも、やはりこういう場でこういう意見が出た以上は、もう、計画だけでは終わらせてはいけないんだらうなと。

やっぱり、きちんと障がいのあるお子さんたちを、もう一度、きちんと町として見直したときに、どういうふうにしてこの子たちがこの町で育っていくようなシステムを考えなきゃいけないんだらうなというようなことまでも、せっかくこの機会に、見直していただける機会にもなればいいのかというふうにして、非常に感じています。

要は、福祉になりますから。子どもの子育てのあれですけれども、必ず障がいに関わってくれば福祉も関わってこなればいけない部分なんです、ここって。そうやってきたときに、子どもの政策としてこれを立てたときに、じゃあ福祉課として、福祉の障がいを担当しているところの課が、どういう形で今度はこの中に関わってこられるのというところまできちんとこの計画をかける以上は、精査していただかないと、いつまでたっても、ただただ紙の上だけの、そういう見直しのというような形に、多分、ならないんだらうなと思ながらこの会議に参加していますけれども、ならないんだなというか、きっとそういうところまでこの計画ができたなら考えてくれるんだらうなと思って、信じてこの会に参加していますから。なので、きっと少しずつ、どこかで変わって、でもそのためには、行政だけに求めるのではなくて、やっぱりいろいろな分野で、事業所なり町民なり、それから専門機関なりがみんな関わっていかなければ、なかなか子育ての全体を底上げしていくような、そういうことはできないと思うので。だから、私はすごく今、心打たれましたし、現実的にそういうお話がなかなかする場所がなければ、やっぱりそういうところももっと周りとして耳に入ってこないだらうしというところでは、すごくいい場所でいいお話をされていただいたなど。

あと、藤崎さんのは、多分、これを立てるには、じゃあどういうふうに変わっていけるのというところまで多分、求めてられるからそういうふうになるんだらうな。あと、先ほど言われていた貧困家庭に対して載っけていて素晴らしいと思うって。だからそれはすばらしい。とてもすばらしいと思うけれども、じゃあこの貧困家庭の対策について、町はどういうふうにこれを立てた後、動くんだらうなというのは、とても楽しみにしています。

**【磯川委員長】** ソフトの面で構築していかなきゃいけないだらうから、そういう部分が、内容によってあるので、それはただ、やっぱり載せていかないと、実際にそれが進ん

でいかないと思うし。だから、何にしろ、そういうものをもう少し載せていただくと、ちょっといいかなと。

それが実際、できるかどうかわからないけど、こういうところに載ってこないと、それに取り組もうという意識してもらえないし。

**【望月委員】**　うちの子も6年生になっちゃうので、いろいろ運動会なり、いろいろな工場見学、車いすの子は行けませんと言われてたり、いろいろあって。いろいろな経験とか思いをしてきましたけど、やっぱり学校の先生に安全面のことで、安全面の確保ができませんという理由でお断わりをされちゃうと、ちょっとこう。

**【磯川委員長】**　小谷は、やってくれなかった。

**【望月委員】**　6年間の中でいろいろですね。運動会とか、いろいろな行事の中とか、工場見学とかあるんですけど、ただ、そういういろいろな6年間の中で、場合によってですよ。もちろん楽しく参加させてもらったのもたくさんありますけど、その一言が、やっぱり言われてしまうともう、私はそこに無理やりというのはとても言えないですし、周りの子が危ない目にあってもいいなんてほんとうに思っていないですし、自分の子さえよければいいとも全然思っていないです。ただやっぱり、みんなが安心安全に楽しくするにはどうしたらいいかという方法を一緒に考えさせてほしい。それをずっと言ってきたんですけど、やっぱり学校としては安全が一番だから、確保できないと、お断わりされちゃうこともあって。安全が確保できないからダメという、そっちじゃなくて、じゃあ具体的に何が問題で、何をクリアしたらこれはできますかということを生懸命訴えるんですけど、なかなか先生もそこを突っ込んで考えてくれなかったりすると、もうそこで終わっちゃうたり、うちが諦めざるを得ないということもあったりしたので。やっぱり、そのところ。

**【磯川委員長】**　それって結構、学校の先生なりが安全面だったり、こういう部分が安全じゃないので、これをお母さんにお願ひできないかとか、そういう要望はないんですか。

**【望月委員】**　ありました。親が付き添ってくれるならいいですよという場合は行きました。

**【鷺見委員】**　結局、旅行会社とかが間に入る場合じゃないですか。観光バスで動かすのに、旅行会社が入ってプランを立てて、行く場所によっては車いすの人は例えば入れませんとか、車いすのトイレがありませんとかいうの。どこか間に仲介しているところが安全面を確保できないとなると、学校側がもう、親御さんに安全面が確保できないのでというのを理由にする感じだろうなという。

**【佐藤副委員長】**　ただ時代がもう変わってきているので。そういう、要は差別ですよ。今の時代ってそうなるよ。

**【望月委員】**　ごく一部かもしれないんですけど、同じ学年の子のお母さんの中には、せっかくこんな車いすの子が同じ学年にいるなんてないんだから、同じクラスになりたいわと言ってくれるお母さんがいたりすると、もうほんとうに涙が出るくらいうれしくて。まあ、逆に迷惑だわと思っているお母さんもいるかもしれないんですけど、でもそういう人も、多分、この今の時代になると、結構理解してくれる保護者の方がいるんだなという

のはすごくありがたく思ったりして。

でも学校としては、やっぱり、何というか、安全、安全で、やっぱり保護者からもクレーム来ても困るところも、多分すごくあると思う感じですよ、やっぱり対応として。

【鷺見委員】 うちの子ども、同じ学年じゃないですか。クラス替えしたときに、みんな学年が上がると階が上がるんですよ。3階、4階と。で、上がっていくんですけど、うちの学年には車いすの子がいるから2階にしかならないとって、うちの子どもは喜んでいますが、すみません、ほんとうに。

【望月委員】 だから私も、いつもそれは言うんです、先生に。うちの子が車いすだからって、それを理由に4階にしないとか、階を決めるというのはしないでくださいねって。

【鷺見委員】 子どもたち本人もそう思っているとかね、言うよ。

【望月委員】 結局、それで、周りの子がそれを不満に思ったりすると、全部うちの子のせいになっちゃうから、それはやめてくださいねって。

クラスの配置、何年生はこことか、何年生は2クラスだからここ、何学年は3クラスだからここという配置で決まったなら、それはそれでうちは何階でも受け入れるので、その乗降を理由に2階までとか、絶対、1年生が新しく入ってくるから絶対1階とかそういうのはやめてくださいねというのは、学校には言っているんですけど、でも、毎年それはね、守ってくれているみたい。結構、3階キープな感じで。

【鷺見委員】 運動会とかも、誰よりも手を叩いて応援していますよ。

【磯川委員長】 親の考え方と学校の考え方が多少違うところがあるから、それは、致し方ないですけど、やっぱり、それは両方で相談しながら、理解し合いながら過ごしてもらえないと思うね。両方が理解し合わないと、学校は学校の事情がありますし、親は親の事情がある。

【鷺見委員】 小学校の先生って障がい児を扱うような教育は受けていないのですか。

【望月委員】 先生によると思います。

【磯川委員長】 特別支援についてはもうちょっと考えて、今の意見を参考にしてもらえるとありがたいかなというふうに思いますので。あとは特に、よろしいですか。

なければ、議題2のほうにいきたいと思います。

#### 議題2のその他、青少年広場内公衆トイレ設置について

【事務局 伊藤(正)】 それでは、保育・青少年課のほうからの報告となります。お手元の写真等つけさせていただいています。

青少年広場につきましては、いわゆる大蔵地区、茅ヶ崎市との境に近い場所でございます。こちらの場所につきましては、昔、昭和40年代半ばから50年代半ばにかけて、町の廃棄物の埋め立てをしていた場所で行われておりました。そちらを埋め立てしまして、その上に青少年広場として使用している場所でございます。この場所に、現状、くみ取り式のトイレが設置してあるところなんですけれども、老朽化、衛生面などといったところから、日ごろ、利用者の方々や、また、議会とか各方面で、皆さんからも衛生的なトイレの設置



を求められている状況でございました。ただ、先ほど申し上げたように、過去、廃棄物を埋め立てていた場所ということで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、指定区域といった網掛けが入っている場所がほとんどでございまして、その中で土地の形質の変更をするという、非常に難しい状況がありました。

ただ、一部、その指定を受けていない場所がありまして、その場所において公衆用トイレという形であれば設置が可能であるというようなことで、関係機関と協議を進めた中で、その部分が設置することができるというような形がとれまして、この8月に、写真の公衆用トイレを設置させていただいたという次第でございます。

写真のほう、番号1のほうが全体の写真になります。こちらのほうは、真ん中の大きいのが多目的トイレという形にさせていただいていますが、実際、車いすでの利用ですとか、乳幼児、あとは高齢者の方が利用できるようなトイレになってございます。それと、この1番の写真でいいますと一番右側に2つばかり小便器、男性用の小便器がついています。そして、右から2番目が手洗いと、男女兼用の洋式便器がついています。そして真ん中を飛ばしまして一番左端が、女性専用の洋式トイレとなっています。

写真の②のほうは、小便器の状況です。そして、③につきましては、実際、この公衆用トイレをつくるのに当たって、越の山の住宅のほうから、道路のほうに設置しておりました、接道部の写真となっています。そして4番目につきましては、手洗いの部分の写真。そして5番目につきましては手洗い器の横にございます、男女兼用の洋式便器の写真。そして6番目になりますが、こちらについては一番左側にありました女子の洋式便器の写真。そして7番目につきましては、真ん中に、大きな車いすが回転できる多目的トイレの内部の写真となっております。

トイレということで、実際に青少年広場自体は予約での利用を優先することもあるんですけども、それ以外の空いている部分は自由に使っていただけるような施設になっていきますが、基本的には9時から、夏の間は18時までの利用となっているので、なかなかこういう施設ですと、いたずらの防止といったことも考えなければいけないという部分で、基本的には、18時から翌9時までの運用については、鍵を掛けさせていただくという対応をとることを今、決定しております。それ以外の時間につきましては、ちょうど3番の写真で接道部にはネットがあるんですが、これはネットのほうも夜間については施錠して、昼間は開けるという状況になっておりますので、そのような意味で、いたずら防止の対策は一定程度とらせていただくといった予定です。

また清掃につきましても、基本的には毎日、トイレの清掃は入るようになります。それ以外にも特別清掃といった部分については、順次、入ると。それと、施設管理としては、今、申し上げた、ネットの施錠ですとか、トイレの鍵をかけるということでございます。

すみません、駆け足ではございましたが、供用開始につきましては9月1日から使えるようにということで、案内しているところでございます。

ご報告は以上です。

**【藤崎委員】** 2年前ぐらいの会議で、青少年広場のトイレがひどいので、事件とかが

あってもいけないのでぜひご検討くださいとお願いをして、こういうふうにしたのでありがたいと思います。

少年野球とか使っていて、結構、別の遠いところから来てくださるチームとかもあったときに、コンビニにトイレに行ってくださいとお願いしなければいけない状況だったので。男子トイレであっても外から丸見えで、大人の男の人がトイレをしている姿が丸見えという状況だったので、女性はとてもしゃないけど入れる状況ではなかったの、まず第一歩というか、きれいにつくっていただいて。あとは維持管理が大変かとは思いますが、できるだけ利用者のほうにも、きれいに使ってくださいということとか、一緒にこの状態で保っていけるようにしていきたいなとは思っています。ありがとうございました。

**【磯川委員長】** スポーツ広場とか、ぜひこういうふうにしてもらおうと、設置することがなかなかできないですね、河原のほうの広場で倉見とか河川敷。

**【事務局 伊藤】** 河川区域というのは、制限が強いです。

**【磯川委員長】** でもあそこ、みんな要望は多いですね。

**【事務局 伊藤】** なかなか、自分たちでも使いづらいなというのがあったの。

**【磯川委員長】** たしかに、トイレ行くのが困るね。1日やっけてね。

**【事務局 伊藤】** 今使えませんので、場所を変えて。ほんとうにここ数年来の懸案で、さまざまな、先ほど委員さんのほうからもお褒めいただきましたけれども、なかなか困難な部分があったところ、奇跡的にその部分だけ、区域から外れていたの。

ここであれば、先ほど課長の説明ありましたけど、公衆トイレという位置づけであれば、可能ですよ。調整区域とって、市街化を抑制しなきゃいけない区域だったので。簡単に建築ということができない場所であったと。みなさんの要望に応えられてうれしいです。

**【鷺見委員】** うちの娘がトイレ我慢して帰ってきていました。中学校の部活でソフトテニスやっていたので、ただでさえちょっと裏ですよ、野球場に比べるともっと奥ですけど、あそこのトイレは無理と言って。だからこんなにきれいになったよというの、帰ったら見せてあげたいと。

**【磯川委員長】** よろしいですか。それでは、ほかにあと、皆さんのほうから何かご意見、ございますか。

なければ、事務局のほうからありますか。

**【事務局 宮崎】** 事務局から2点ほど。1点目は、先ほどお話の中でも申し上げましたけど、第5章の関係ですね。施策の推進の部分について、また10月の上旬を目安に資料を送付させていただいて、ご意見をいただければと思っております。

それが1点と、次回の会議については11月の5日から8日のどこかで開催したいなと思っております、今日、机の上にお配りをさせていただいている日程調整の依頼。これにご都合をご記入いただいて、ご都合の悪いところにバツを入れていただいて、来週の9月5日の夜までにファクスでご回答いただければと思っております。その内容を見まして、委員長を含め、一番多くご都合がつくところで開催させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

	<p>事務局からは以上です。</p> <p><b>【磯川委員長】</b> それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、議事進行ご協力ありがとうございました。それでは事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p><b>【事務局 宮崎】</b> 皆様、今日は非常に大事なご意見をいただいたとっております。ありがとうございました。次回の会議のときにはできるだけ、形を整えたものにして、皆様のほうにご提示をさせていただいて、年末から1月の下旬にかけて、計画を策定する段階の手続きとして計画案についてパブリックコメントといたしまして、住民の方から意見をいただく期間を設けます。それに向けた形を皆様にお示ししたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これを持ちまして本日の、第3回子ども・子育て会議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 資料2 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（構成案）</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>白岩委員 枝光委員 (令和元年10月31日確定)</p>